

## 第5章

# 自治体における森林行政の実践と展望

－秩父市・横瀬町・高山市・真庭市・宇和島市の事例から－

日本都市センター研究員 田中 洸次

## はじめに

市町村の森林行政は、一般的に小規模な体制であることが多い。それにもかかわらず、森林法における市町村森林整備計画の策定や各種届出の受理、勧告、命令等多くの権限を持ち、森林経営管理制度においても制度実施の主体として位置づけられている。さらには地域の実情に応じて、林業の担い手の確保・育成や木材の地産地消を目的とした地域産材活用促進等の施策を実施している場合もある。このように、市町村は組織体制に課題を抱えつつも、森林の管理と活用を主体的に担う役割が求められていると言える。

本研究会では、自治体がどのような組織体制のもとにいかなる取組みが行われ、また課題が存在するのかわかるため、埼玉県秩父市、埼玉県秩父郡横瀬町、岐阜県高山市、岡山県真庭市、愛媛県宇和島市にご協力いただき、各自治体の森林行政の体制や施策等についてヒアリング調査を実施した。本章では、各自治体の取組み状況を項目ごとに分類した一覧表（表 5-1）と各自治体の個別の取組み事例を紹介する<sup>1</sup>。

本章の最後には、ヒアリング調査の際に使用した質問項目を掲載しているので、ご活用いただければ幸いである。

### (1) 各自治体の体制及び取組み一覧

表 5-1 は、各自治体における森林行政を担う部署の体制や森林経営管理制度並びに森林環境譲与税の対応、関係機関との連携状況等を項目ごとに分類している<sup>2</sup>。また、本研究会の小山委員にご協力い

- 
- 1 本報告書の記述は各市町へのヒアリング及び各市町ホームページ掲載資料等を基に筆者が解釈、構成、執筆したものであり、各市町の見解について報告するものではない。本報告書に残り得る誤りについての一切の責任は筆者が負う。
  - 2 詳細は各市町の事例紹介部分を参照されたい。なお、各市町では本報告書で取り上げていない取組みも実施していることを申し添える。

ただき、参考として愛知県豊田市の事例も掲載している（豊田市の取組みについては第4章「豊田市における森づくり施策の展開」を参照。）。

表 5-1 各自治体の取組み状況<sup>3</sup>

	秩父市	横瀬町	高山市	真庭市	宇和島市	豊田市	
人口	59,674	7,979	84,419	42,725	70,809	422,330	
森林面積 (自治体面積に占める割合)	49,851 ha (86.3%)	4,035 ha (81.7%)	189,417 ha (87.4%)	65,326 ha (79.0%)	33,165 ha (70.8%)	62,335 ha (68.0%)	
民有林	面積	38,392 ha	4,035 ha	119,687 ha	58,897 ha	27,670 ha	61,215 ha
	人工林面積	16,752 ha	2,666 ha	45,367 ha	34,734 ha	12,610 ha	35,160 ha
市有林	面積	3,099 ha	128 ha	7,604 ha	11,560 ha	450 ha	1,335 ha
	管理经营状况	収入間伐、自伐型林業の研修の場、としまの森、森林認証取得	収入間伐、町内小学校の木質化	プロポーザル方式による森林経営業務委託	年間約 60～70 ha の収入間伐、主伐再造林の実証実験、大学との連携	管財部署の管理	年間数 ha を切置き間伐・利用間伐 現在、市有林活用計画を策定中
森林活用	ウッドスタート事業	地域材の住宅建築補助	地域材の住宅建築補助	官民によるバイオマス発電の推進、地域材の住宅建築補助	地域材の住宅建築補助	市が西垣林業(株)豊田工場を誘致（消費量 4.5万 m <sup>3</sup> /年）	
所在する森林組合(管轄区域の自治体)	秩父広域森林組合(1市4町)	秩父広域森林組合(1市4町)	飛騨高山森林組合(1市1村)	真庭森林組合(1市) びほく森林組合(2市1町)	南予森林組合(1市2町)	豊田森林組合(1市)	

- 3 本章で取り上げる自治体の現況森林・民有林・民有林人工林・市有林の面積については、2020年農林業センサス報告書から引用した。第3章で高山市・宇和島市の事例を取り上げた際の上記面積とは、引用元が異なるために数値が一致しないことを申し添える。

		秩父市	横瀬町	高山市	真庭市	宇和島市	豊田市
組織体制	人員※管理職除く	森づくり課：5名	振興課農林グループ森林林業担当：1名	林務課：9名（森林組合からの派遣職員3名含む）	林業・バイオマス産業課エネルギー政策室（森林林業担当）：6名（庶務担当3名含む）	農林課林業係：3名	森林課：17名
	林業採用職員	3名	0名	0名	0名	0名	3名
	地域林政アドバイザー	0名（過去に1名あり）	0名	0名	0名	0名（今後採用を検討）	0名
	人材育成・専門確保	過去に県・林野庁から出向職員を受入れ		過去に県との人事交流、林業振興アドバイザーの任命、大学等の専攻を考慮した人事、市町村合併前からの林政経験者が在籍	市町村合併前からの林政経験者が在籍	林業係を新設、愛媛大学の「森林環境管理学リカレントプログラム」の受講	森林専門職を定期的に採用（累計4名） 森林行政経験が10年以上の職員が在籍
	課題等		森林林業担当者は他担当も兼務、全庁的な人手不足	林学全般に詳しい職員の不足	人事異動によりベテラン職員が少ない	全庁的な人手不足	専門職や経験年数が長い職員を育成する仕組みの構築
森林経営管理制度	対応状況	共同推進組織（1市4町）による意向調査等の実施、経営計画が樹立できる森林を優先的に集約化	共同推進組織（1市4町）による意向調査等の実施、経営計画が樹立できる森林を優先的に集約化	「災害に強い森林づくり」を速やかに進めるために市の独自事業である「重点区域森林整備事業」を実施	配分計画を樹立した森林をモデル地区として推進	共同推進組織（1市2町）による意向調査等の実施	森林経営管理制度は活用していない 市独自の「森づくり会議・団地方式」で市内人工林の半数が集約化済み
	課題等	意向調査の際に、制度を知らない・理解が進んでいない等の理由で無回答と思われる所有者もいる	小規模森林所有者や不在村所有者が多く意向調査の回答率が低い、町内の林業事業体が少ない	地籍調査が完了しているなど、森林境界が明確化されている森林が多いため、整備実施個所の選定に苦慮	小規模森林所有者や不在村所有者が多く意向調査の回答率が低い	林業事業体が少ない	森林所有者が多数存在するなど集約化の労力が極めて大きい場所や小規模な人工林が点在し、地域全体では間伐の必要性が低い場所の対応

		秩父市	横瀬町	高山市	真庭市	宇和島市	豊田市
森林整備の担い手	担い手の確保・育成	地域おこし協力隊などによる自伐型林業の推進、地元高校向けの職業体験、ボランティアによる森林整備の支援	地域おこし協力隊等による自伐型林業の推進、地域おこし協力隊を森林組合に出向させて技術を習得	県立森林文化アカデミーの学生支援、移住者支援	新規就労者向けインターンシップ研修への助成	移住者支援、「南予森林管理推進センター」が運営する「南予森林アカデミー」による新規就労者の育成	森林組合新規採用職員（県内林業系高卒生）の林業大学校等への派遣にかかる費用の補助 Woodsmen Workshopによる若手林業作業員向けの安全技術習得に向けた研修の実施
	課題等	地域おこし協力隊の場合、任期満了後に自伐型林業で自立するかは本人次第であり、自伐型林業に就きやすくする環境づくりが課題		林業新規就労者が少ない、定着しづらい	林業新規就労者が少ない、定着しづらい	林業新規就労者が少ない	市内の林業事業者が少ない
森林環境譲与税	金額(2022年度)	74,988千円	10,485千円	197,000千円	135,178千円	51,396千円	163,924千円
	使途	協議会負担金(森林経営管理、担い手育成)、林道等整備、木育推進、公共施設木質化、担い手育成など	協議会負担金(森林経営管理、担い手育成)、支障木伐採補助、担い手育成支援 民有林の管理など	森林経営管理アドバイザー等配置、森林境界調査、重点区域森林整備、担い手確保など	林道・作業道の開設・補修支援、高性能林業機械導入支援、地域材住宅補助、里山整備事業など	森林経営管理、推進センター負担金、新規就労者支援、木材利用促進など	森林整備事業(単独市費間伐補助、協定林間伐、団地化推進交付金) 人材育成事業(新規就労者育成補助、団地化推進員補助) 木材利用(小中学校の学習机・椅子の導入)など
	今後の展望	自伐型林業や木育の支援拡充	公共施設木質化	未定(公共施設木質化等)	公共施設木質化	担い手確保・育成の促進 林業事業者の体制・経営基盤強化の支援	森林作業員の確保・育成 森林資源状況の正確な把握
	課題等	職員のマンパワー不足、森林の境界不明確化、不在村・所有者不明森林への対応		林政部署から森林整備以外の使途を提示することが難しい	市の方針に合った使途を考案することが難しい	森林環境譲与税によって森林整備を受け皿の不足(林業事業者)	他部署からの森林環境譲与税を活用したいとの要求がある

		秩父市	横瀬町	高山市	真庭市	宇和島市	豊田市
関係機関との関係	都道府県	過去に県職員の出向あり 県から森林環境譲与税に関する要請（使途の8割は森林整備へ）	県から森林環境譲与税に関する要請（使途の8割は森林整備へ）	過去に県との人事交流あり	事業の相談や調整窓口	助言及び指導	合併当初は、県職員の出向あり
	他市町村	秩父地域森林林業活性化協議会、豊島区との森林整備協定	秩父地域森林林業活性化協議会	千代田区との森林整備協定	新見・真庭地区森林管理協議会	南予森林管理推進センター	隣接の岡崎市、新城市と定期的に意見交換会 近畿・東海・北陸市町村森林フォーラム
	森林組合	集約化推進員として森林組合職員1名が出向（活性化協議会）	地域おこし協力隊1名の出向先、集約化推進員として森林組合職員1名が出向（活性化協議会）	重点区域森林整備事業の対象地選定や地権者交渉を担当として職員3名が出向	新規事業の相談先、市有林管理委託先	南予森林管理推進センターの構成員	森づくりのパートナーと位置づけている 森づくり会議・団地方式を共同で実施 人材育成などでも支援

（出典：各市町へのヒアリング調査、令和2年国勢調査、2020年農林業センサス報告書を基に筆者作成）

## 1 秩父市・横瀬町 —「秩父地域森林林業活性化協議会」による森林経営管理制度の推進—

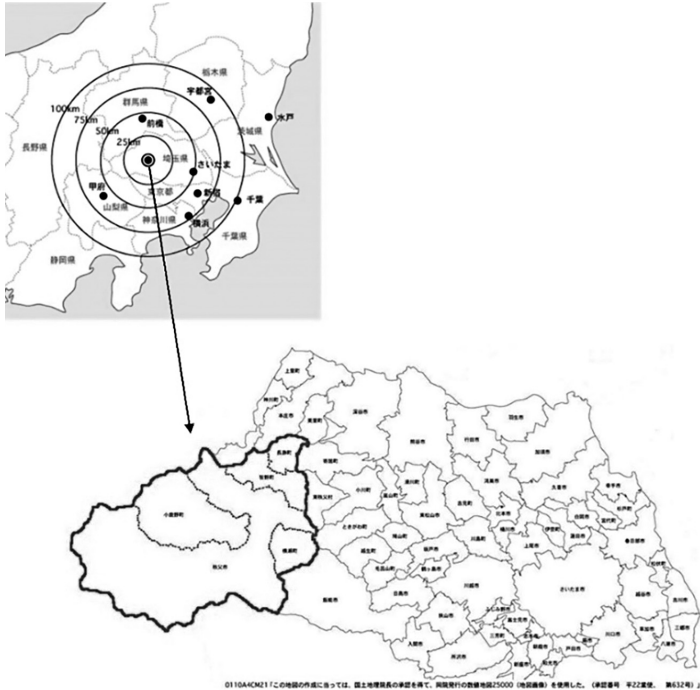
埼玉県西部に位置する秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町）（図5-1）では秩父市を中心市とする、ちちぶ定住自立圏<sup>4</sup>を形成している。2012年からは、ちちぶ定住自立圏構想における森林林業分野の取組みとして位置づけられている、秩父地域森林林業活性化協議会（以下、活性化協議会という。）を設立し、森林経営管理制度を含む様々な森林・林業関係の取組みを進めている。

ここでは秩父市・横瀬町それぞれの概要及び組織体制に触れなが

4 2009年9月に「ちちぶ定住自立圏形成協定調印式」が行われ、2022年8月現在、15分野で連携が行われている。

ら、活性化協議会の取組み（森林経営管理制度及び自伐型林業<sup>5</sup>の推進）について主に取り上げる。

図 5-1 秩父地域の位置・構成自治体



（出典：秩父市（2022）ちちぶ定住自立圏共生ビジョン）

### （1）秩父市・横瀬町の概要

埼玉県秩父市は、県西部に位置する人口約6万の市である。南北に荒川が流れる秩父盆地の南部に市の中心市街地が広がっており、その周囲を丘陵や山地に囲まれている。

2005年に（旧）秩父市、吉田町、荒川村、大滝村が合併、現在

5 小規模かつ長期的な多間伐施業を特徴とする林業の施業方法。詳細は、<https://zibatsu.jp/about>（最終閲覧日：2022年12月6日）を参照。

の市域を有する秩父市が誕生した。合併に伴い面積は約 577.83 km<sup>2</sup> となり、県内で最も広い面積を有する市町村である。

市の面積の 86% にあたる 49,851 ha の森林のうち、民有林は 77%、民有林のうち人工林は 44% となっている。市有林は 3,099ha あり、年間数 ha 程度搬出間伐等を行っているほか、後述する地域おこし協力隊の実習現場としても活用されている。

埼玉県秩父郡横瀬町は人口約 8,000、面積約 49.36 km<sup>2</sup> である。町の北西部を前述の秩父市と隣接しており、町の中心部を西武鉄道の西武秩父線と国道 299 号線が東西に走っている。町内には標高 1,304 m の武甲山や県内最大級の棚田である「寺坂棚田」など豊かな自然が広がっている。

町の面積の 82% を占める森林 4,035 ha はすべて民有林であり、人工林率は 66% である。

## (2) 秩父市・横瀬町の組織体制

秩父市の森林行政は主に環境部森づくり課が担当している。2022 年 8 月時点では課長 1 名、課員 5 名の体制となっており、そのうち 3 名は専門人材である林業職採用の職員である。市内には森林科学科を持つ県立秩父農工科学高等学校があり、林業職の職員には同学科の卒業生もいる。

森づくり課では過去に県や国の職員の出向を受け入れていたことがある。県職員については 2012 年度から 8 年間、2 年ごとに 4 名が県農林部から出向しており、県職員の受入れ終了後に林野庁から職員を受け入れていた時期があった。出向職員は業務に携わりながら職員の指導等に力を発揮していたほか、地域全体を俯瞰的に見ることができる人材が市にいることは、活性化協議会といった自治体連携においてもプラスに働いていたという。

一方、横瀬町で森林・林業関係の事業を担当しているのは振興課



の農林グループに所属する林業担当者1名である。担当者は森林・林業以外にも有害鳥獣対策事業等も兼務しているため、実質的には1名以下の人員で業務にあたっている。

森林経営管理制度が開始される以前の業務は担当者1名でもなんとかこなせる事務量だったそうだが、同制度の開始以降は意向調査をはじめとする様々な事務が発生し、人手が足りているとはいえない状況である。林業担当の体制を増強する必要性は感じているものの、役場全体が慢性的な人手不足のため、人員を増やすことは現実的に困難である。

### (3) 秩父市・横瀬町の取組み

#### ア 自伐型林業の推進（秩父市・横瀬町）

秩父市では自伐型林業者の育成に力を入れており、将来的には森林の規模に応じた森林組合と自伐型林業者の役割分担を想定している。そのため、地域おこし協力隊の隊員等が自伐型林業者として自立できるよう、支援する施策に取り組んでいる。

2022年8月時点で3名の地域おこし協力隊の隊員が林業振興に携わっており、市有林をフィールドとして作業道の開設や伐採・集材等の技術を学んでいる。また、後述する活性化協議会による自伐型林業支援も用意されているため、地域おこし協力隊の活動から任期满后の自立に至るまで、手厚いサポートを受けることが可能となっている。秩父市としては、任期满后は秩父地域に定着して自伐型林業を営んでもらうという狙いがある。

一方、任期满后の道筋は当然ながら本人次第である。上記のような秩父市の思いはあるものの、結果的に地域を離れた卒業生もいるため、いかに地域に定着させるかが課題である。また、自伐型林業には施業地となる私有林を借りる必要があるが、中には見知らぬ自伐型林業者に山を貸すことに難色を示す山主もいる。今後は自伐

型林業を目指す者を積極的に地域になじませ、山主の信頼を得ることも必要である。

横瀬町については、2022年8月時点で林業振興に携わる地域おこし協力隊1名が在籍している。秩父市と同様、自伐型林業者としての自立に向けた育成を行いたいと考えているが、林業専門職がない横瀬町では、町単独で自伐型林業者に必要な技能を身に付けさせることは困難である。

そこで横瀬町では隊員を秩父広域森林組合に出向させることで、森林組合の業務を通じて知識や技能を習得させている。ゆくゆくは複数の自伐型林業者が町内で活動し、森林組合と役割分担をしながら森林整備を担ってもらいたいという考えがある。

## イ 豊島区との連携による市有林整備（秩父市）

秩父市では東京都豊島区と2019年に締結した協定に基づき、市有林の一部約1.9haについて同区の森林環境譲与税を活用した整備を行っている。「としまの森」と名付けられたこの森林は、豊島区が森林環境譲与税から森林整備負担金を拠出し、秩父市が森林整備を行うことで、森林整備をした分のCO<sub>2</sub>吸収量を豊島区のCO<sub>2</sub>排出量と相殺<sup>6</sup>している。なお、「としまの森」では森林整備以外にも、豊島区が区民向けの森林環境交流ツアーを開催している。

## ウ 危険木伐採を通じた里山管理（横瀬町）

横瀬町では、かつてのように利用されずに放置された里山が増えていくことを問題視している。里山が放置され藪が深くなるにつれてイノシシやシカなどの住処となり、農産物を食い荒らすといった被害が出てしまう。しかし、町には農業被害を理由に私有林の藪を刈る権限

---

6 「埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証制度」を活用してカーボン・オフセットを実施している。

はなく、管理するか否かは所有者次第となっていることが課題である。

課題に対して横瀬町は、2022年度から森林環境譲与税を活用し、道路や住宅等に被害を与える危険性のある樹木（危険木）を所有者が伐採する場合に補助金を交付している。補助対象はあくまでも道路や住宅等へ影響のある危険木であり、危険木の伐採が直接的に里山の藪を防ぐものではないが、町の林業担当者は補助手続きを行う中で、森林所有者に里山管理の必要性について呼び掛けを行っているという。呼び掛けをきっかけに所有者が里山管理の意識を持ち、藪を刈ってもらいたいという狙いがある。

行政による捕獲や電気柵といった獣害対策には限界があり、住民も巻き込みつつ、地域全体で獣が住みにくい里山の環境づくりに取り組むべき時期に来ているという。

#### (4) 秩父地域森林林業活性化協議会の取組み

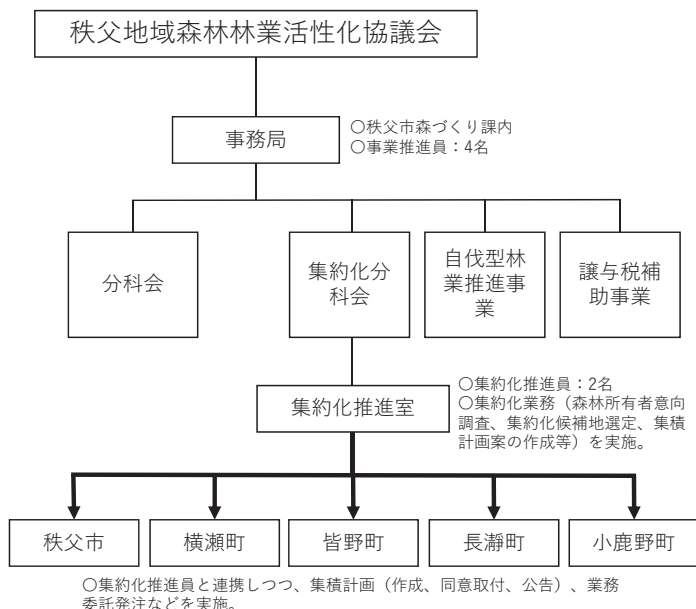
活性化協議会は秩父地域1市4町のほか、林野庁や埼玉県、森林組合、木材協同組合等によって構成され、事務局は秩父市森づくり課内に設置されている。

活性化協議会では、主に森林経営管理制度における森林集約化や自伐型林業者の支援等の補助事業、イベント出展等の啓発事業、森林活用等創出支援事業、木の駅プロジェクト等を実施している<sup>7</sup>。森林集約化業務については、1市4町や秩父広域森林組合等で構成される集約化分科会とその下に設けられた集約化推進室が担っており、2名の集約化推進員が業務にあたっている。また、2022年度からは県OBや地域おこし協力隊の卒業生で構成される事業推進員4名が事務局にて勤務しており、森林集約化に加えて自伐型林業推進のための研修や森林環境譲与税による補助事業を担っている。

---

7 詳細は、<https://morinokatsujin.com>（最終閲覧日：2022年12月6日）を参照。

図 5-2 秩父地域森林林業活性化協議会の推進体制



（出典：秩父市資料を基に筆者作成）

## ア 森林集約化の推進

集約化推進室が設置されたのは2019年度である。秩父地域では秩父市を除く4町の林務担当職員がそれぞれ1名のみであったため、町単独で森林経営管理制度に対応するには人手や専門知識の面から懸念があったという。そこで当時の秩父市長が秩父地域全体で森林集約化を行うことを提案、これが設置のきっかけとなった。

集約化推進室の業務内容は、秩父地域全体の森林を対象とする森林所有者の意向調査や集約化候補団地の選定、集積計画案の作成等である（図5-2）。運営費は1市4町に交付された森林環境譲与税から拠出されており、各自治体が負担する金額は森林環境譲与税の交付額を按分して決定している。なお、2022年度からは森林集約

化だけではなく、自伐型林業推進事業や一部の補助事業にも森林環境譲与税を充てている。

業務を担う集約化推進員は秩父広域森林組合及び市内に所在する製材会社から出向した職員である。2名とも森林施業プランナーの資格を有し、行政職員と異なり人事異動がないため、出向元の専門知識や経験を活かして長期的に業務にあたることができる。集約化業務は市町職員と分担しながら進めており、例えば意向調査についてはヒアリングをした横瀬町の場合、集約化推進員が森林簿等に基づき意向調査先の情報を整理し、現地調査を経て集約化の候補地を検討・決定する。町職員は所有者への説明会や最終的な同意取得等を行い、技術的な話があれば適宜、集約化推進員も同席している。

## イ 自伐型林業の推進

自伐型林業を秩父地域で普及させるために、活性化協議会では様々な支援に取り組んでいる。

前述のとおり、秩父市では以前から地域おこし協力隊等を活用した自伐型林業者の育成に取り組んでいるが、活性化協議会でも2021年度から市町の森林環境譲与税を活用して自伐型林業者を育成する補助事業を実施している。自伐型林業は作業道等の基盤整備も自ら行う必要があり、自立し収入を得るまでに時間がかかることが多いため、小型林業機械のレンタル費や安全装備品購入費等の補助<sup>8</sup>、間伐等森林整備の補助を実施している。

2022年度からは自伐型林業を推進しているNPO法人自伐型林業推進協会に委託し、「秩父地域自伐型林業フォーラム」の開催や自伐型林業初任者向けの体験研修等も実施しており、秩父地域全体で自伐型林業を推進している。

---

8 特に安全装備品購入費等の補助については、資金の少ない初任者がチェーンソー防護ズボン等を購入する負担が軽減されるため好評とのことである。

## (5) まとめ

以上のように、秩父地域の1市4町では活性化協議会を組織し、森林環境譲与税を原資とする負担金によって森林経営管理制度や自伐型林業の推進等に取り組んでいる。

森林環境譲与税は市町村の私有林人工林面積の他、林業就業者数と人口を基準として算定されるため、林業就業者や人口が少ない市町村の場合は交付される額が少なくなってしまう、十分な施策を実施できない恐れもある。その点で活性化協議会は、1市4町の森林環境譲与税の金額に応じて按分した負担金によって事業を実施しているため、町単独で取り組むよりも利点が大きいと思われる。

なお、活性化協議会に集約化推進室が設立された契機は当時の秩父市長の呼びかけだったが、その背景には長年秩父地域の自治体同士が連携を続けてきた実績があり、信頼関係がすでに構築されていたことが奏功したと考えられる。また、秩父市と横瀬町では活性化協議会によって一部の施策を共同化しつつも、それぞれの自治体を持つ他自治体とのつながりや問題意識に基づく施策も展開しており、このような柔軟な取組みが地域ごとに異なる森林の課題解決へとつながっていくと思われる。

## 2 高山市 ー防災を目的とした市独自の森林整備事業ー

### (1) 高山市の概要

岐阜県高山市は県北部に位置し、東に飛騨山脈、西に両白山地を望む人口約8.4万の山岳都市である。全国の市町村で最も広い市域を持つ自治体であり、その面積は2,177.61 km<sup>2</sup>に及ぶ。市の中心部が広がる高山盆地を南北に貫くようにJR東海の高山本線が通っている。

市域の87%を占める森林面積は約189,417 haにのぼり、全国の

市の中で最も広い森林面積を有している。そのうち民有林の割合は63%、民有林の人工林率は46%である。

## (2) 高山市の組織体制

高山市の森林行政を担う林政部林務課は、2022年9月時点で課長1名、林業振興係6名、森林整備係3名で運営されている（図5-3）。林業振興係は伐採届等の各種届出の受理や地籍調査、森林づくり交流事業等のソフト面を、森林整備係は林道維持管理や治山事業等のハード面を担当している。

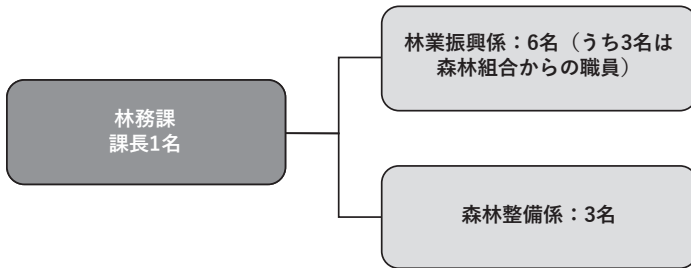
高山市では林業専門職を採用しておらず、全員が一般行政職である。ただし、課長と林業振興係長は大学で林学系の学部を専攻し、森林整備係長も岐阜県林業短期大学校（現・岐阜県立森林文化アカデミー）<sup>9</sup>の卒業生であり、課内には林学全般の知識を持つ職員が複数在籍している。また2020年度までは、高山市林務課と県林政部との人事交流が行われており、2019年度に高山市林政部が設置されるまでは市の林務課長を県からの出向者が担っていた。なお、市の林務課職員のうち3名は県への出向経験者である。

高山市は外部の専門人材の活用にも取り組んでおり、2019年度から飛騨高山森林組合の職員3名が会計年度任用職員として林務課に派遣されている。それぞれ地域森林監理士<sup>10</sup>、林業専門員、林業事務員が1名ずつおり、後述する重点区域森林整備事業における整備対象の森林の選定や所有者との交渉等を主に担っている。森林組合職員の派遣にあたっては、以前から森林組合と良好な関係を築いていたことが要請を受け入れてもらえた要因だったと思われる。さらに、森林行政の専門性を確保するため2021年度からは高山市

9 1971年開校、2001年に岐阜県立森林文化アカデミーに改組、開校した。

10 岐阜県が独自に市町村森林行政の支援や民有林経営の助言等を行う人材を「岐阜県地域森林監理士」として養成及び認定している。

図 5-3 林務課組織図



（出典：高山市資料を基に筆者作成）

林業振興アドバイザー<sup>11</sup>を設置しており、岐阜県職員 OB で市の森林行政にも精通し、現在は県立森林文化アカデミーの特任教授を務めている人物を任命している。

このように、多彩な人材が森林行政に携わっていることが高山市林務課の特長だと言える。

### （3）高山市の取組み

高山市では手入れが必要な人工林について、私有林では森林環境譲与税を活用した森林境界調査と地籍調査の手法による森林境界の明確化を進めつつ、災害の恐れがある箇所周辺の森林に絞って重点区域森林整備事業による森林整備を実施している。また、市有林の管理経営については、プロポーザル方式で選定した林業事業体に森林の管理業務を委託している。

#### ア 森林境界明確化の推進

一般的な森林境界の明確化事業は、一筆ごとの境界ではなく所有者ごとの土地境界を対象としている点や基準点の設置が必須ではな

11 市の森林行政に対して長期的・広域的な視点から指導・助言を実施するため、市が独自に設置している。



い点など、国土調査法に基づく地籍調査の手法とは異なる点があるため、成果をそのまま地籍調査に引き継ぐことは難しい。

高山市も2019年度は一般的な手法による森林境界の明確化事業を進めていたが、いずれ地籍調査を行う際には、改めて現地立会等の手続きが必要になってしまうことが予想され、森林所有者の負担になるとの懸念があった。そのため高山市では、森林境界の明確化に際してできるだけ地籍調査に引き継げる手法で行うよう取り組んでいる。

具体的には、2020年度以降は地籍調査の手法を一部取り入れ、所有者立会のもと境界杭を設置している。2020年度～2021年度は境界杭の設置までとし、測量は実施していないものの、今後は基準点を用いた測量や登記も行う方向で検討しているという。

## イ 重点区域森林整備事業

重点区域森林整備事業は、土砂災害防止法<sup>12</sup>における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域周辺に位置する人工林を対象として、10年以上整備がされていない場合に市が森林環境譲与税を活用して間伐等を実施するものである。

該当する人工林の所有者が自ら管理できない場合に、意向調査や森林境界明確化等の手続きを踏んだうえで整備を行う。初年度の2021年度は約79haの実績がある。2022年度は森林整備に係る作業道の修繕、周辺の倒木処理も併せて行っている。

高山市としては森林経営管理制度における集積計画作成等の手続きに時間がかかるため、森林災害の防止を目的とする森林整備を優先したいという考えがあった。また、経営管理権の取得を進めた場合、市が森林経営に適さない森林を大量に抱え込む懸念もあったという。

---

12 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

## ウ 市有林の管理

高山市の広大な市有林を市職員が管理することは人力的に負担が大きい。そこで、プロポーザル方式によって選定した林業事業体による森林経営業務委託を採用している。

他自治体の信託方式等を参考に2012年度から実施しており、毎年度、市有林の1団地から2団地ほどを対象に事業者を公募している。事業者の選定は、入札に参加する事業者が作成した経営計画等を基に決定し、原則5年間の管理を委託する。受託した事業者は提出した経営計画に基づき、造林補助金や材木売り払い収入を財源として対象の森林の管理経営を行うため、市は原則的に委託費の支払いは行わない。

現在までのところ15団地で実施した実績があり、これまでは利用間伐が多かったが、2021年度からは主伐の提案も出始めている。

### (4) まとめ

高山市は広大な森林面積を効率的に管理するため、市有林はプロポーザル方式によって選定した林業事業体による森林経営業務委託、私有林については重点区域森林整備事業による森林整備を優先して実施している。人員に限りがある市町村にとっては、重点区域森林整備事業のような「防災」に的を絞った森林整備は重要である<sup>13</sup>。

組織体制については、大学等で林学を学んだ職員が複数いることに加えて、県出向経験者や森林組合からの派遣職員など多彩な経歴を持つ職員が在籍し、さらに外部のアドバイザーも任命している。このような多様な専門性を持つ人材の存在は、市の施策を実施するうえで推進力となっていると思われる。

---

13 第6章「講演－市町村が目指すべき森林政策とそれを担う人材－」を参照。

### 3 真庭市 —製材業者や森林組合等と連携した林業支援—

#### (1) 真庭市の概要

岡山県北部に位置する真庭市は、2005年に真庭郡8町村と上房郡1町の合併によって誕生した。人口は約4.2万、面積は828.53km<sup>2</sup>と県内で最も広い自治体である。市の北部は中国山地に属し、南部は兵庫県や広島県にまたがる吉備高原に含まれている。中央部には旭川が東西に貫流し、平坦地に市街地が形成されている。

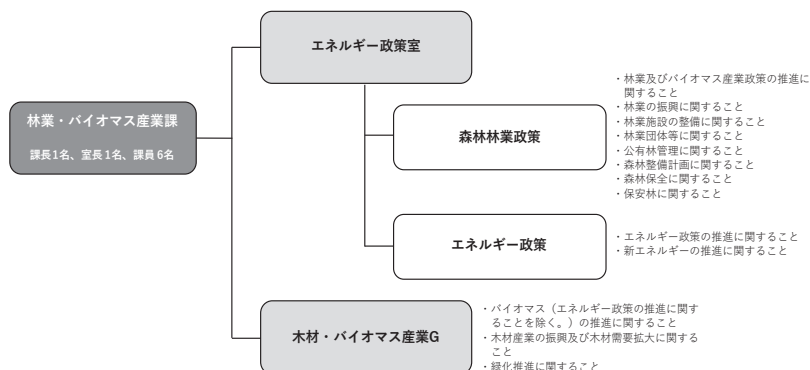
森林率は79%で面積が65,326haとなっており、そのうち民有林は90%、民有林の人工林は59%である。人工林率は県平均の37.6%を上回っている。

真庭市が位置する美作地域は国内有数のヒノキの産地であり、同地域から産出されたヒノキは「美作檜」として有名である。また、市内には製材業者約30社、素材生産業者は約20社あり、原木市場も3つあるなど、伝統的に林業や製材業が盛んな地域である。

#### (2) 真庭市の組織体制

真庭市の森林・林業行政を担うのは産業観光部林業・バイオマス産業課である。林業・バイオマス産業課は課長1名、エネルギー政策室長1名、課員6名体制で、バイオマスの推進や木材産業振興、緑化推進等を所管する木材・バイオマス産業グループとエネルギー政策室から構成される。エネルギー政策室はさらに林業振興や森林整備計画、森林保全等を担う森林林業政策と、エネルギー政策及び新エネルギーの推進等を担うエネルギー政策の2グループに分かれている(図5-4)。なお複数のグループを兼務している課員も多く、例えば木材・バイオマス産業グループを担当する3名は、森林林業政策かエネルギー政策を兼務している。そのため森林林業政策を担当する6名のうち、兼務でない職員は3名のみとなっている。

図 5-4 林業・バイオマス産業課組織図と所管業務



(出典：真庭市資料を基に筆者作成)

組織体制上の課題は、3年程度で人事異動することが多く業務や地域に精通したベテラン職員が少ないことである。一方で、現時点で地域林政アドバイザー等の必要性についてはそれほど感じていないという。それと言うのも、真庭森林組合が地域をよく知るアドバイザー的存在だからであり、林業の課題等を森林組合から聞きながら新しい施策の検討等に役立てている。実際に、後述の高性能林業機械の導入支援の実施に際しては林業事業者のニーズを把握するため、真庭森林組合の意見も参考にしていたという。

### (3) 真庭市の取組み

前述のとおり真庭市内には木材関連産業が集積しており、2017年度の木材関連産業の生産額は市内全産業で最も大きい<sup>14</sup>。このような特徴を生かして、真庭市では事業者と連携しながら域内経済循環にも資する林業活性化の取組みを進めている。

14 「真庭市経済産業ビジョン」

<https://www.city.maniwa.lg.jp/uploaded/attachment/27701.pdf>（最終閲覧日：2022年12月6日）。

## ア 真庭バイオマス発電所

真庭市では、市内外から集められた間伐材や林地残材、製材時の端材等からできる木質チップを原燃料とする、真庭バイオマス発電所<sup>15</sup>が2015年から稼働している。

発電所の運転は、市内の大手製材会社の銘建工業株式会社と真庭市、真庭森林組合、真庭木材事業協同組合等合計10団体が出資する真庭バイオマス発電株式会社が担っており、発電の一部を地域新電力会社である真庭バイオエネルギー株式会社を通して市が購入し、市役所や小中学校、上下水道施設等へ供給している。

燃料である木質チップの多くは、同じ真庭産業団地内にある木材事業協同組合の真庭バイオマス集積基地から供給されている。この集積基地では市内外から林地残材や製材時の端材を買い取り、バイオマス発電の燃料である木質チップ等に加工・販売している。

これまで間伐材や林地残材は山林内に切り捨て、製材時に発生する樹皮等は有償処分<sup>16</sup>していたが、真庭バイオマス発電所の稼働によって廃棄物処分費の削減や山元への還元が可能となっている。

## イ 高性能林業機械の実証実験及び導入支援

2020年度から、フェラーバンチャー（伐倒機）等の高性能林業機械の実証実験と導入に係る経費の補助を実施している。高性能林業機械の導入にあたっては、地域に適合した運用が可能かどうかの検証や導入経費が課題となるため、真庭市では森林環境譲与税を活用して市内の林業事業体に委託、実地での林業機械の実証実験を行うことで有効性を確認している。実証実験後は、有効性を確認できた林業機械を林業事業体が導入する際の経費を補助しており、実績

15 発電規模：10,000 kW、年間出力：約 79,200 MWh、利用燃料：148,000 t/年。

16 水分量が多い樹皮などは燃料利用ができず、1 t 当たり約 5,000 円～10,000 円の処理費用が発生していたという。

として 2021 年度は 3 件、2022 年度は 12 月 1 日時点で 8 件の補助を行った。

高性能機械導入によって林業の省力化・低コスト化を図ることができ、人手不足への対応や林業事業体の経営の安定化に貢献している。

## ウ 地域産材の住宅補助、リノベーション補助

真庭市では地域内の資源循環や木質資源の需要拡大を目的として、各種補助制度を充実させている（表 5-2）。

「真庭市省エネ・新築木造住宅支援事業補助金」「真庭市木材活用リノベーション事業補助金」は、住宅の建築やリノベーションの際に真庭産材を一定量使用した場合に建築費用の一部を補助するものである。なお、2022 年度からは ZEH<sup>17</sup> 認定の要件を満たした新築木造住宅の場合はさらに補助を上乗せしている。木材需要の拡大と併せて、脱炭素社会の推進という政策目標達成のための意味合いもある<sup>18</sup>。

他にも、CLT<sup>19</sup> の普及促進を図る「真庭市 CLT 利用促進支援事業補助金」や、木質ペレットを主燃料とする家庭ストーブや事業用ボイラーの購入・設置費を補助する「真庭市木質バイオマス利用開発推進事業補助金」等がある。木材関連産業は市内経済における比重が大きいだけでなく、前述の真庭バイオマス発電所の事例のように市の森林・林業政策の重要な担い手・パートナーでもあるため、

---

17 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）。通称ゼッチ。断熱性能の向上や効率的な設備システムの導入によって大幅な省エネルギーを実現し、かつ再生可能エネルギー等の導入と組み合わせることにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。詳細は、資源エネルギー庁「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/general/housing/index03.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html)（最終閲覧日：2022 年 12 月 6 日）を参照。

18 真庭市は環境省により第 1 回脱炭素先行地域に選定されている。

19 CLT（Cross Laminated Timber）。集成材を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。欧米諸国で高層建築を含む様々な建築物に利用されている。

このような木材関連産業の活性化策を充実させる重要度は高いと考えられる。

表 5-2 地域産材を使用した住宅補助等

補助金名	省エネ・新築木造住宅支援事業補助金	木材活用リノベーション事業補助金	CLT 利用促進支援事業補助金	木質バイオマス利用開発推進事業補助金
内容	市内製材所で製材した国産材を使用した住宅新築に関する補助	真庭産材を使用した住宅リノベーション工事、別荘の新築等に関する補助	CLT を活用した公共的建築物及び戸建て住宅に関する補助	木質ペレット等を主燃料とするストーブ及び事業用ボイラーの設置に関する補助
交付実績(2021)	23 件	23 件	2 件	12 件

(出典：真庭市資料を基に筆者作成)

#### (4) まとめ

真庭市では伝統的に木材関連産業の企業が多く立地していることを活かして、官民連携のバイオマス発電や高性能林業機械導入支援による林業振興、各種補助金事業による木材需要拡大策を実施している。また、本報告書では取り上げていないが、真庭市では管理がおろそかになった広葉樹林について、広葉樹をバイオマス燃料にする事業を官民挙げて検討しており、里山の循環利用を復活させる取組みにつなげようとしている。

組織体制については、真庭市に林業専門職はいないものの真庭森林組合が相談できる存在となっている。地域の森林や林業をよく知る森林組合の知見は、真庭市の森林行政において欠かせないものとなっている。

真庭市がバイオマスを活用したまちづくりを進める「バイオマス産業杜市」となった契機の一つは、地域の木材事業者や製材事業者が中心となって 1993 年に立ち上げられた勉強会「21 世紀の真庭

塾」<sup>20</sup>である。それから約30年間、地域の関係者が主体となって木の有効活用や資源の地域循環等の実現に向けた努力が続けられてきた歴史がある。市は地域の関係者と連携しつつ、その取組みに対して積極的に支援策を講じることで、このような政策を展開できたと考えられる。

#### 4 宇和島市 「南予森林アカデミー」による林業従事者育成一

##### (1) 宇和島市の概要

愛媛県宇和島市は、県西南部に位置する人口約7万の市である。北は西予市、東は松野町・鬼北町、南は愛南町・高知県宿毛市・同県四万十市に接している。また、西の宇和海と東の鬼ヶ城山系に挟まれた起伏の多い地形となっている。産業については第三次産業が最も生産額が大きいものの、水産業や農林業といった第一次産業も盛んなことが特徴である。

宇和島市の森林面積は市域の71%を占める33,165 haである。そのうち民有林は83%となっており、民有林の46%はスギ・ヒノキ・クヌギ等の人工林である。

宇和島市と後述する一般社団法人南予森林管理推進センター（以下、南予森林管理推進センターという。）を共同で運営する松野町、鬼北町は県内でも比較的人口減少が進んでいる地域であり<sup>21</sup>、人口減少に伴う労働力の低下や地域経済の縮小、地域の後継者不足などが喫緊の課題である。林業についても林業事業体の減少や従事者の不足及び高齢化が進んでいるため、森林経営管理制度等の市の森林

20 詳細は、真庭 SDGs・バイオマスツアー「バイオマス産業杜市「真庭」の歩み」<http://biomass-tour-maniwa.jp/history/>(最終閲覧日：2022年12月6日)を参照。

21 国勢調査の人口等基本集計結果における、2015年度から2020年度の人口増減率は次のとおり。宇和島市(△8.59%)、松野町(△9.77%)、鬼北町(△9.56%)。いずれも県内市町の平均値(△6.73%)より減少率が大きいの。



行政を進めるうえで大きな課題となっている。

## (2) 宇和島市の組織体制

宇和島市で森林行政を担当するのは産業経済部農林課林業係である。林業係は、森林経営管理制度や森林環境譲与税の導入に伴う業務増加に対応するために2021年度に新設された。それ以前は農林課農業振興係内に林業担当者が1名いるのみだったが、林業係では係長、主査、主事が1名ずつ計3名体制となっている。

2022年11月時点では、上記の主事1名が南予森林管理推進センターでの業務も担っている。なお、林業専門職はいないものの将来的に地域林政アドバイザーの雇用を検討している。

職員研修については市独自の研修はないものの、林業係に配属された職員は愛媛大学が提供する「森林環境管理学リカレントプログラム」<sup>22</sup>を任意で受講している。内容は基礎知識の習得や専門性確保を目的とした座学及び実技講座となっており、業務繁忙等で受講できない場合もあるものの、未経験で異動してきた担当者にとっても有益な内容であるという。

## (3) 宇和島市の取組み

### ア 森林整備の推進

宇和島市では森林経営管理制度の方針について、10年程度で市内全域の調査を終了させる計画としており、2021年度には集積計画に基づき市町村森林経営管理事業による私有林の整備を実施している。

また、森林環境譲与税の1/2以上を市町村森林経営管理事業に充てることを将来的な目標としている。そのためには各種支援策による林業事業体の体制・経営基盤の強化や担い手確保・育成の促進が

---

22 詳細は愛媛大学「森林環境管理学リカレントプログラム」  
<http://morinokuni.agr.ehime-u.ac.jp>（最終閲覧日：2022年12月6日）を参照。

必要となるが、林業事業体の数が少ない上に人口減少に伴う労働力の確保が難しい現状では、目標達成はたやすくはない。

そのため、宇和島市では以下のような担い手の確保の取組みを展開している。

## イ 林業就業希望者の確保

課題である人口減少と林業事業体の担い手不足に対して、都市部からの移住による林業新規就業者の確保を目指している。

2015年度から東京や大阪で開催される各種の移住・就業フェアや林業就業希望者向け説明会に参加し、移住希望者や林業就業希望者に対して宇和島市の林業を紹介している。また、県外からの移住就業者に対しては、市が就業支援金や家賃補助等の金銭面のサポートも行っている。

最近では、次に説明する南予森林管理推進センターと共同でフェアや説明会に参加することもある。同センターは林業事業体の担い手育成を目的とする南予森林アカデミーを開設しており、市としても林業新規就労者の定着を図るために受講希望者の募集も行っている。このように、宇和島市は担い手確保と共に関係機関と連携しながら担い手育成へつなぐ窓口の役割も担っている。

### (4) 南予森林管理推進センター

愛媛県は森林経営管理制度を推進するため、流域を同じくする市町が共同で「森林管理推進センター」<sup>23</sup>を設立することを支援してきた。

宇和島市は2019年12月に隣接する松野町、鬼北町と1市2町を管理区域とする南予森林組合及び宇和島地区林材業振興会議と共

---

23 県内に5地区の森林管理推進センターがあるが、団体の社団法人化や運営方針、事業内容等は、構成する各市町の取組みによって異なる。

に南予森林管理推進センター<sup>24</sup>を設立した(図5-5～5-7)。南予森林管理推進センターは森林経営管理制度の運用を担うとともに、他

図5-5 南予森林管理推進センターの管轄範囲



(出典：宇和島市)

図5-6・5-7 南予森林管理推進センター(外観・内観)



(出典：左…(一社)南予森林管理推進センター、右…筆者撮影)

24 各市町の首長等が理事を務め、センター長は宇和島市長が務めている。運営費については、1市2町の森林環境譲与税から拠出している。

地域の森林管理推進センターにはない珍しい事業として、市町単独では対応が難しい、林業の担い手育成のための教育機関の運営等に取り組んでいる。

## ア 組織体制

南予森林管理推進センターには2022年11月時点で事務局長、事務局次長、臨時職員の3名と技術的指導及び助言のために愛媛県森林管理支援センター<sup>25</sup>から派遣された技術職員1名の合計4名が常勤している。加えて県南予地方局森林林業課の職員2名、1市2町の林務担当者各1名が必要に応じて南予森林管理推進センターに赴き業務を行っている。

## イ 森林経営管理制度の推進

南予森林管理推進センターでは愛媛県森林管理支援センターの技術職員の指導のもと、1市2町合同で森林経営管理制度に基づく意向調査や現地調査等を進めている。一方で「経営管理権集積計画」公告後の対応については各市町の方針にゆだねられており、南予森林管理推進センターはそれぞれの手続きの進捗を管理しつつ、各市町の意向に合わせて柔軟に対処している。

各市町の林務担当者は全員林業専門職ではないため、愛媛県森林管理支援センターの技術職員の指導や助言を適宜受けながら業務にあたっている。これにより市町職員が業務を通して専門知識や技術を学ぶ機会が生まれるという、当初は想定していなかったメリット

---

25 森林管理推進センターを支援するため、公益財団法人愛媛の森林基金内に設置されている。愛媛県からの委託に基づき、県内5カ所の森林管理推進センターに技術職員各1名を派遣し、森林経営管理制度等に係る技術的な支援を行っている。詳細は、愛媛県「森林管理支援センターによる市町支援」  
<https://www.pref.ehime.jp/h35900/documents/03-r2-support-center.pdf>（最終閲覧日：2022年12月6日）参照。

があるという。

### ウ 南予森林アカデミーによる担い手育成

南予森林アカデミーは、林業従事者養成を目的として南予森林管理推進センターが運営している。

地域の林業事業体への新規就業希望者を対象に資格習得を目的とした座学や現場実習等を実施している。研修期間は約1年間（2023年度からは約4か月間のコースも用意している）、受講料は無料で特に受講生の年齢制限は設けていない。2022年度は3名の受講生が在籍しており、県外からUターンした受講生や自伐林家になることを目指して技術習得を目的としている受講生もいる。

南予森林アカデミーが開講したのは南予森林管理推進センター設立の約2年後にあたる2022年4月だが、林業従事者養成の構想は南予森林管理推進センター設立の検討段階からあったという。宇和島市をはじめ松野町や鬼北町でも林業事業体の人手不足が課題となっていた中、林業を担う人材を確保したいという1市2町の強い思いがあったため、2年間の準備期間を経て開講したという経緯がある。そのため、卒業生は受講料が無料である代わりに1市2町のいずれかで林業に就いてもらうことを受講条件としており、受講前の面接でも念押しして確認をしているという。

今後の課題としては受講生の確保が挙げられる。上述の受講条件があるために、どうしても応募者数は限られるという。そこで南予森林管理推進センターでは応募者数を増やす方策として宇和島市と連携し都市部でのフェアや説明会で周知に努めているほか、2023年度から受講期間が約4か月間と短いコースを用意し、早期に就職したい受講生のニーズに込めている。さらにカリキュラムの充実にも力を入れており、例えば現在は外部に依頼している講師について、今後は常勤の専任講師を雇用する予定である。演習林について

も現在は所有者の理解を得られた民有林のみだが、国有林を演習林として利用するために森林管理署へ協力を要請している。

南予森林アカデミーは開講から日が浅いものの、様々な工夫を凝らして地域の担い手育成に取り組んでいる（図 5-8）。

図 5-8 南予森林アカデミー募集チラシ

**南予森林アカデミー**  
**第2期生 研修生募集**

林業を志す人  
アカデミーで学びませんか？

令和5年度  
定員5名

宇和島市、松野町、鬼北町で林業関係に就業希望のある方を募集します。  
〔自伐林業を目指す方はアカデミーへご相談ください〕  
林業就業に必要な資格を取得できます。

■研修期間 長期研修：1年 回 〔令和5年4月から令和6年3月〕  
短期研修：約4か月 〔令和5年4月から令和5年7月〕  
■研修生人員 5名程度  
■研修生日程 / 1次研修：令和4年7月1日～令和4年9月30日  
2次研修：令和4年11月1日～令和5年1月31日

入学金・研修費  
**無料**  
（研修生は全額補助）

TEL 0895-49-5083  
http://nanyo-forest.academy.jp

（出典：（一社）南予森林管理推進センター提供資料）

## （5）まとめ

宇和島市では森林経営管理制度を着実に進めつつ、森林管理の担い手である林業事業者の人手不足に対応するため、都市からの移住者・新規就業者の獲得に努めている。一方で多くの市町村と同様に林業専門職がおらず、人員も十分とは言い難い。その点で宇和島市

は、南予森林管理推進センターによる1市2町合同の森林経営管理制度の運用、南予森林アカデミーによる担い手育成といった外部連携によって専門知識や人員の不足を補っていると言える。

また、愛媛大学の森林環境管理学リカレントプログラムを利用した職員研修があることや、南予森林管理推進センターで技術職員の指導のもと知識や技能の習得ができることも注目される。林務担当職員の人材育成の機会が用意されていることは、人事異動が頻繁に行われる市町村にあっては重要な点であると思われる。

## おわりに

本章では5市町の事例を紹介したが、市町村森林行政の大きな課題だと思われる、組織体制の強化と林業の担い手の確保・育成について各自治体の取組みを改めて取り上げつつ、若干の考察を行いたい。

まず組織体制について、各自治体では他市町村・森林組合等の関係機関と連携しながら、専門性を持つ出向職員の受入れや秩父地域森林林業活性化協議会・南予森林管理推進センターのような共同推進組織の設立等によって組織体制の強化を図っていた。

高山市では森林組合から3名の職員を受け入れており、地域の森林とその所有者に詳しい利点を活かし、重点区域森林整備事業を実施する対象地の選定等に従事している。真庭市では職員の派遣はされていないものの、森林組合とは良好な関係を築いており、地域課題の発見や施策立案等で協力を得ている。両市とも、地域を熟知する森林組合ならではの役割を担ってもらう点が特徴である。秩父市と横瀬町、宇和島市の3市町では、森林経営管理制度の推進のため、森林・林業に精通した専門人材を共同推進組織によって確保していた。また、林業の担い手の確保・育成を共同推進組織の事業で取り

組んでいる点でも共通しており、地域の森林・林業に関する課題解決のために共同推進組織を柔軟に活用していることが分かる。なお、3市町の共同推進組織については、以前から構成自治体同士による一部事務組合等のつながりがあった点、また県や森林組合等の関係機関が組織に人材を派遣している点が共通している。実績がある連携の枠組みを活用しつつ、その枠組みの中で外部の専門人材を確保していることが、実効性のある共同推進組織を設立・運営できた要因だと考えられる。

このように各自治体では森林行政の専門性や人員を補完する諸種の取組みが見られたが、それでもなお、すべての自治体から人員不足を課題とする声が聞かれた。人員不足は全国の自治体が抱える共通の課題であり、今後も短期的に解消する兆しは見えない。限られたマンパワーで効果的な施策を実施するためには、例えば高山市の重点区域森林整備事業のように地域の森林・林業が抱える課題を正確に把握し、重点的に取り組むべき施策を選択し実行することも必要になると思われる。

担い手の確保・育成については、ヒアリング調査をした大半の自治体が課題として林業従事者の不足を指摘していた。地域の森林整備の担い手をいかに確保し育成するかは、組織体制の強化と併せて自治体の森林政策を進めるうえで重要である。

岐阜県立森林文化アカデミーの生徒を対象として、卒業後に市内で林業関連技術業務に就業すること等を条件に就学に必要な経費を補助する高山市、市内の林業事業者が林業希望者に対して行うインターン研修の費用に対して助成している真庭市は、関係機関や事業者が行う事業を支援することによって担い手が地域内で就業しやすいよう工夫している。秩父地域森林林業活性化協議会の場合、森林整備の担い手として位置づける自伐型林業者の育成のため、彼らが自立する際の課題を精査したうえで様々な補助事業を用意してい



る。また、南予森林管理推進センターは宇和島市と共に移住希望者説明会等に参加し南予森林アカデミーについて説明することで、連携して林業就業者の確保と育成に取り組んでおり、どちらの共同推進組織も担い手の育成・確保を重要な事業として位置づけている。

さらにいくつかの自治体では今後も担い手関連施策を拡充する方針があると推察され、ヒアリング調査では森林環境譲与税の用途の展望として、公共施設の木質化に次いで担い手関連（自伐型林業の支援拡充、担い手確保・育成促進）が複数挙げられている（表5-1）。一方で就業した者の定着率が悪い、新規就業希望者が少ないといった課題も挙げられていたため、林業事業体の就業環境の改善や林業大学校等による職業教育の拡充等が今後の検討課題になると考えられる。

今回紹介した事例が全国の自治体にとって少しでも参考になれば幸いである。

## 都市自治体の森林政策に関する研究会 ヒアリング項目

- ①貴課の執行体制について、人員（担当人数、専門職の有無等）の推移と現状をご教示ください（可能であれば、事務分掌表もいただけますと幸いです）。

森林経営管理制度・森林環境譲与税の導入に伴う増員や、地域林政アドバイザーの導入の有無・活用方法についても併せてご教示ください。

また、市町村合併における旧町村と新市の森林行政の体制の変化（拡充・減少等）がございましたらご教示ください。

- ②貴市の森林・林業の情勢についてご教示ください。

- ③市有林の有無について、有の場合は管理経営の状況についてご教示ください。

- ④「市町村森林整備計画」のほかに市独自の森づくりに関する計画がありましたらご教示ください。

- ⑤森林経営管理制度の対応・進捗及び課題について、差し支えない範囲でご教示ください。

また、森林経営管理制度や森林環境譲与税の創設を背景として私有林に対して市が関わる森林整備が今後進むことが想定されます。新たな事業となることから、事業の担い手の育成・確保について具体的な施策がありましたらご教示ください。

- ⑥森林環境譲与税について、使途や今後の展望・課題についてご教

示ください。また、譲与税の用途の決定について、どこの部署が主導しているかご教示ください（森林・林業部署が主導、財務部署が主導など）。

- ⑦森林行政の運営における国や県の関わりについてご教示ください（例：出向職員の受け入れ、助言・指導など）。また、政策や施策を計画・立案・実施する際にどのような影響があるかご教示ください。
- ⑧他の市町村と連携して取り組む事業や他の市町村が参加する協議会等がありましたらご教示ください（例：周辺自治体との共同森林管理、遠隔の都市部自治体との森林活用に係る協定など）。
- ⑨市内の森林組合の活動状況及び貴市との関わりについてご教示ください（例：政策・施策への関与・提案、森林行政における技術的問題への支援、林政業務の受託、貴市による研修機会の提供など）。また、民間企業やNPO等と同様の関わりがありましたら併せてご教示ください。
- ⑩林務担当の職員が参加する外部・内部の研修がありましたらご教示ください。また、担当の人員・専門性確保のために特徴的な取り組み（人事ローテーション等）がありましたらご教示ください。
- ⑪森林の資源情報について、独自にレーザ測量等の計測機器による把握等をしておりましたらご教示ください。
- ⑫木材利用促進施策の一環として、円滑な木材流通体制の構築があります。このような体制構築のために市の政策として実施されて

いることがありましたらご教示ください。（例：共同施業団地の設置、木の駅プロジェクト（未利用材の利活用を含む）への支援、乾燥・加工工場の誘致等）

- ⑬ウッドショックやロシアのウクライナ侵攻に伴う木材需要の高まりに対して、市の施策として検討もしくは実施されていることがありましたらご教示ください。